

安八町告示第63号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年3月11日付で提出された住民監査請求書[安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)]について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年4月6日

安八町監査委員 清 伸一

安八町監査委員 碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年3月11日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成31年1月24日、安八郡遺族会研修会の折の会費の5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年11月5日付 安総第6407号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年11月5日付 安総第6408号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年11月5日付 安総第6409号 情報公開請求却下通知書
6. 令和元年11月5日付 安総第6410号 情報公開請求却下通知書

7. 令和元年11月5日付 安総第6411号 情報公開請求却下通知書
8. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
10. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

()

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年3月12日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成31年1月24日、安八郡遺族会研修会の折の会費の5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

()

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項(改正前)の規定に基づき、令和2年3月24日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年3月23日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年3月24日、令和2年4月3日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を議会事務局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。



第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年12月12日付で、「安八郡遺族会研修会（以下「研修会」という。）の開催について（ご案内）」が、安八町遺族会 会長から安八町議會議長（以下「議長」という。）に送達された。
- (2) (1) の内容は、「1. 日時：平成31年1月24日（木）午前11時30分より／2. 場所： [REDACTED]」であった。
- (3) 議長が研修会に出席する目的は、直接町民によって選挙された議会の構成員の代表という立場で、日本遺族会の支部に位置付けられている安八町遺族会（以下「町遺族会」という。）としての活動に対する意見や要望等を直接聴取するため、又、町遺族会の活動として定期的に実施している鎮魂碑の清掃等に加え、安八郡遺族会（以下「郡遺族会」という。）で開催されている安八郡戦没者追悼式等、郡遺族会の事業計画を推進するためには、戦没者遺族の福祉増進、遺族の生活相談に関する事業を積極的に推進し、世界の恒久平和の確立に寄与することを目的として活動を展開している郡遺族会の理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における郡遺族会の活動の課題等につき意見交換をすることであった。
- (4) 議長は、(3) の目的を持って研修会に出席し、請求書中、事実証明書②にて示されているとおり、会費として5,000円を支払った。
- (5) 議長は、研修会の機会を利用して(3) の目的を達成した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 行政実例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

(昭和28年7月1日自行行發第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)

2 議長交際費の支出基準

議長が、議会を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払いをすることについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準が規定されている。

3 地方公務員法第3条第3項第1号

特別職に属する地方公務員について、就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職である旨が規定されている。

4 法第103第1項

普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない旨が規定されている。

5 法第104条

普通地方公共団体の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する旨が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「本件の出席者は安八町を代表して本件の会に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。月日が経ち、本会の出席者のこの会の内容の記憶が曖昧となってしまったら、本件の会が安八町にとって全くムダな支出となってしまう。また、本件の出席者の氏名が分かるものもなく、交際費を支出して誰と交際したのかについても不明である。また、復命された書類等が無ければ、そもそも、本件の会に出席したのかすら疑義を持たれるものである。また、領収書が添付されおらず会費を支払ったことも証することができず疑義を持たれるものであるといわざるをえない。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑩使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、議長が研修会に出席することについて検討した。

安八町議会の代表者である議長の職務遂行は議会議員とは違い、その立場におい

て勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

上記、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(3) のとおり、議長は研修会の機会を利用して、日本遺族会の支部に位置付けられている町遺族会としての活動に対する意見や要望等を直接聴取しており、又、町遺族会の活動として定期的に実施している鎮魂碑の清掃等に加え、郡遺族会で開催されている安八郡戦没者追悼式等、郡遺族会の事業計画を推進するためには、戦没者遺族の福祉増進、遺族の生活相談に関する事業を積極的に推進し、世界の恒久平和の確立に寄与することを目的として活動を展開している郡遺族会の理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における郡遺族会の活動の課題等につき意見交換を行つている。

つまり、議長が研修会に出席することは、議会の代表にあたる者として、郡遺族会の役員らと相互理解や懇親を深めるためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたる郡遺族会の役員らを含む郡遺族会の協力を確実なものにする効果が期待できる。

また、議長として、安八郡の遺族会事業に重要な役割を果たしている郡遺族会の役員らに対し、敬意をもって接するべきものであり、郡遺族会の役員らと相互理解を図り、懇親の実を深め、今後の協力を期待する機会として研修会に出席することも社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、議長が研修会に出席したことは、議長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、研修会の機会を利用して郡遺族会の役員らから、安八町議会への意見等を直接聴取すること、又、当面における郡遺族会事業の課題等につき意見交換をすることは、安八町議会の代表である議長の職務の範囲内であり、行政実例（昭和28年7月1日自行行發第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）による交際費の解釈に沿って、議長交際費の支出基準に基づき、公務である研修会の出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事實を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。